



児童手当の支給対象が拡大

所得制限と対象年齢を小学校6年生まで引き上げ

平成18年4月1日から、児童手当の支給対象年齢が小学校6年生(12歳到達後最初の年度末)までに拡大され、併せて所得制限が引き上げられます。

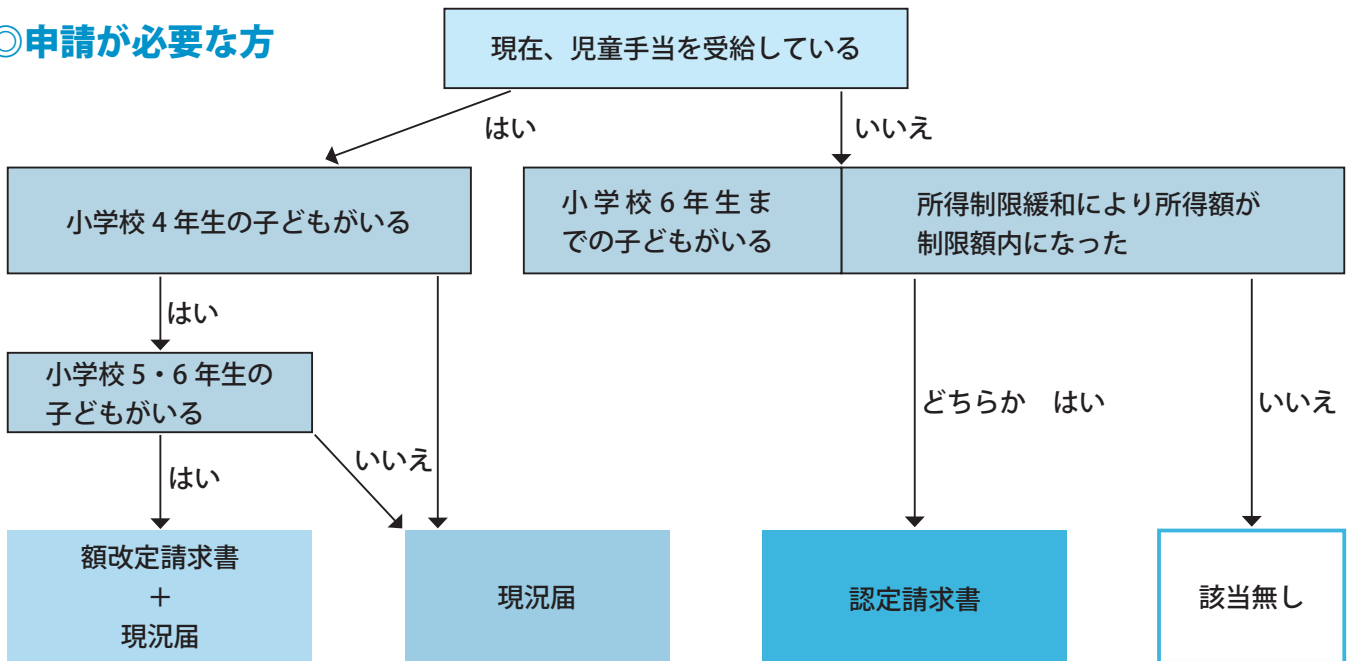
改正に伴う申請は、平成18年9月30日まで受け付け、特例的に4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。

当町では、現況届と同時に6月に申請を受け付けます。

【申請に必要なもの】

- 全員共通
 - 印鑑・申請者の保険証
 - 必要に応じて
 - ・平成17年度所得証明書(平成17年1月1日に町内に住所がなかった方)
 - ・平成18年度所得証明書(平成18年1月1日に町内に住所がなかった方)
 - ・受給者名義の預金通帳(郵便局不可)
- その他必要に応じてご案内します。

◎申請が必要な方



平成18年度所得制限限度額 (平成18年4月分の児童手当から適用)

扶養親族等の数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン等 (厚生年金等加入者)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円